

「防犯指針」の策定等について

1 要旨・目的

令和3年12月に「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部が改正され、「子供、高齢者、女性等の安全確保」、「インターネットの利用に係る犯罪被害の防止」及びそれぞれに係る「指針の策定」が規定されたことに伴い、前記における防犯上の方策を示すための指針を新たに策定するとともに、現行指針の内容を一部見直すもの。

防犯指針とは、県民や事業者等に対し、各種の安全を確保するための方策を示すものであるが、義務を負わせたり、規制を課す性質のものではなく、自発的な取組を促すことを目的としている。

2 現状・背景

防犯指針は、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例が制定された平成15年に新規策定され、平成18年に一部が改正されている。

現行として、「子供の安全確保」、「道路、公園、駐車場及び駐輪場」、「住宅の用に供する建築物」に関する各防犯指針が定められている。

3 概要

(1) 新規指針

ア 子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針

a 高齢者の安全確保

侵入・街頭犯罪、特殊詐欺、悪質商法、高齢者虐待の被害を防止するための方策を示す。

b 女性の安全確保

性犯罪・性暴力、DV、ストーカーの被害を防止するための方策を示す。

c その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保

障害者や外国人等の特に防犯上の配慮を要する者の安全を確保するための方策を示す。

イ インターネットの安全利用に関する防犯指針

インターネットの利用に係る犯罪の被害を防止するための基本的な対策のほか、インターネットを安全に利用するためのルールの理解促進等の方策を示す。

(2) 現行指針の見直し

子どもの安全確保に、新たに「児童虐待の防止」、「子どもの性犯罪・性暴力被害の防止」を加えるほか、国の新たな施策等による修正等を見直しを図る。

(3) 防犯指針の項目

別添「防犯指針」(新・旧)の項目のとおり

「防犯指針」(新・旧)の項目

現行

1 子どもの安全確保に関する防犯指針

- ① 安全教育の充実
- ② 学校等における安全の確保
- ③ 通学路等における安全の確保
- ④ 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保

(現行未策定)

新規・修正等(案)

1 子ども、高齢者、女性その他の特に防犯上の配慮を要する者の安全確保に関する防犯指針【新規・修正】

(1) 子どもの安全確保【修正】

- ① 安全教育の充実
- ② 学校等における安全の確保
- ③ 通学路等における安全の確保
- ④ 子どもが利用する事業所等及び交通機関における安全の確保
- ⑤ 児童虐待の防止(新規)
- ⑥ 子どもの性犯罪・性暴力被害の防止(新規)

(2) 高齢者の安全確保【新規】

- ① 安全確保に向けた自主的な取組
 - 侵入犯罪及び住居内犯罪被害の防止
 - 特殊詐欺被害の防止
 - 悪質商法被害の防止
- ② 安全確保に向けた地域における取組
 - 事業者、各種団体による安全確保に向けた取組
 - 地域における安全確保に向けた各種取組
 - 特殊詐欺の未然防止活動等
 - 高齢者虐待の防止に向けた取組

(3) 女性の安全確保【新規】

- ① 安全確保に向けた自主的な取組
 - 性犯罪・性暴力被害の防止
 - DVに対する安全確保
 - ストーカーに対する安全確保
- ② 安全確保に向けた地域における取組
 - 性犯罪・性暴力被害の防止
 - DV被害の防止
 - ストーカー被害の防止

(4) その他の特に防犯上の配慮を要する者(要配慮者)の安全確保【新規】

- ① 障害者の安全確保に向けた取組
- ② 外国人の安全確保に向けた取組
- ③ その他の要配慮者に対する安全確保に向けた取組

現行

(現行未策定)

2 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針

- ① 道路
- ② 公園
- ③ 駐車場
- ④ 駐輪場

3 住宅の用に供する建築物に関する防犯指針

- ① 共同住宅
- ② 一戸建て住宅

新規・修正等(案)

2 インターネットの安全利用に関する防犯指針【新規】

- ① インターネットの利用に係る犯罪被害を防止するための基本的な対策
- ② インターネットを安全に利用するためのルール等の理解促進と自主的な取組の推進
 - インターネットの特徴や安全に利用するためのルールの理解促進
 - 県民における取組
 - 事業者における取組
- ③ インターネットを安全に利用するための社会的な取組の推進
 - 知見の共有
 - 被害を防止するための社会的な取組

3 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯指針【修正】

- ① 道路
- ② 公園
- ③ 駐車場・駐輪場

4 住宅の用に供する建築物に関する防犯指針【修正】

- ① 共通項目（共同住宅・一戸建て住宅）
- ② 共同住宅（共有部分）